

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

災害に備える!!

東日本大震災が発生して2年になり沿岸部等甚大な被害を受けた地域を除き少しずつ落ち着きを取り戻し始め、税務行政も動き始めております。

東日本大震災によって個人が資産に被害を受けた場合の税制上の措置(東日本大震災に係る税制上の特例措置(震災特例法(以下同法という))について振り返ってみました。

(1) 雑損控除の特例(同法4条)

東日本大震災による損失金額(保険金等控除後)、特例損失金額は選択により平成22年度の確定申告等から適用されました。

(2) 雑損失の繰越控除の特例(同法5条)

平成22年分から適用を受けた場合の特定雑損失金額は、平成23年から5年間の繰越が認められています。平成23年分で雑損控除の適用を受けた場合は、平成24年から5年間繰越が認められました。

(3) 災害被災者に対する所得税の減免の特例(同法53条)

(4) 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等(同法6条)

平成22年分の確定申告等から適用されました。

(5) 純損失の繰越控除の特例(同法7条)

(2)と同様5年間の繰越が認められます。青色申告者は(4)の特例を適用して、平成21年度所得税から還付を受けることができます。

(6) 納税の猶予、申告、納付等の期限の延長が指定された地域ごとに延長期日が決められました(石巻市は平成24年4月2日になりました)。福島原発等による避難地域はいまだに申告・納付等が延長されています。

延長期限の期日指定された地域においてその期日までに申告・納付等をしなければならなくなりました。後は、個別に税務署長に申請して期限延長措置を受けることになります。平成22年分の確定申告書を震災特例法施行日前に提出した場合の雑損控除を受けるための更正の請求は平成24年4月27日以降出来ないことになり(同法附則第2条)、それによる納税者にとっての運不運が生じたものと思います。